［節名を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

第五節　［略］

第四十条・第四十一条　［略］

第六節　［略］

第四十二条・第四十三条　［略］

第七節　［略］

第四十四条・第四十五条　［略］

第二章　雑則

（雑則）

第四十六条　この省令に定めるもののほか、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、次世代装備研究所、千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場の事務分掌その他組織の細目は、防衛装備庁長官が定める。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

第五節　先進技術推進センター

（先進技術推進センターの位置）

第三十八条　先進技術推進センターは、東京都世田谷区に置く。

（所長）

第三十九条　先進技術推進センターに、所長を置く。

２　所長は、先進技術推進センターの業務を掌理する。

（総括研究管理官）

第四十条　先進技術推進センターに、総括研究管理官一人を置く。

２　総括研究管理官は、命を受けて、先進技術推進センターの所掌業務のうち重要な技術的事項を総括整理する。

（研究管理官）

第四十一条　先進技術推進センターに、研究管理官三人を置く。

２　研究管理官は、命を受けて、次に掲げる業務を分掌する。

一　ロボット技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

二　放射線、生物剤及び化学剤に対処するための技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

三　装備品等についての人間工学に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

四　前各号に掲げるもののほか、装備品等の開発に応用される先進技術に係る考案及び調査研究に関すること。

五　理化学器材、衛生資材及び個人装具についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

六　装備品等についての自衛隊において必要とされる科学的調査研究（先進技術推進センターの所掌事務に関連するものに限る。）に関すること。

七　防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関する契約の締結及び履行の促進に関すること。

第六節　［同上］

第四十二条・第四十三条　［同上］

第七節　［同上］

第四十四条・第四十五条　［同上］

第八節　［同上］

第四十六条・第四十七条　［同上］

第二章　雑則

（雑則）

第四十八条　この省令に定めるもののほか、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、電子装備研究所、先進技術推進センター、千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場の事務分掌その他組織の細目は、防衛装備庁長官が定める。